

所得税 ・ (個人) 住民税 ・ (個人) 事業税の所得控除 ・ 税率等 ・ 税額控除

I. 所得控除額

1. 物的所得控除

(1) 所得税の物的所得控除

物的所得控除の種類及び控除額	
雑損控除	次の①と②とのいずれか多い方の金額 ① (損害金額 - 保険金等で補填される金額) - (総所得金額等 × 10%) ② (災害関連支出 A - Aにつき補填される保険金等の金額) - 5万円 ※ ②の( )内の金額が5万円以下のときは②の金額は0とする。
社会保険料控除	その年に支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額 ※ 社会保険料には、健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料等の内従業員負担分、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等があります
小規模企業共済等掛金控除	その年に支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額
生命保険料控除	次の①と②の合計額 (合計額の限度10万円) ① 一般の生命保険料 (個人年金保険料を除く) を支払った場合 (a) 25,000円以下の場合 . . . . . 支払保険料の全額 (b) 25,000円超 50,000円以下の場合 . . . 支払保険料 × 1/2 + 12,500円 (c) 50,000円超 100,000円以下の場合 . . . 支払保険料 × 1/4 + 25,000円 (d) 100,000円を超える場合 . . . . . 50,000円 ② 個人年金保険料 (疾病等特約部分を除く) を支払った場合 上記①の(a)～(d)の区分に応ずる算式により計算した金額
地震保険料控除  ※ 損害保険料控除は、H18年分をもって廃止	次の①と②の合計額 (合計額の限度5万円) ① 地震等損害保険契約により保険料を支払った場合 (a) 50,000円以下の場合 . . . . . 支払保険料の全額 (b) 50,000円を超える場合 . . . . . 50,000円 ② 長期損害保険契約(※)により保険料を支払った場合 (a) 10,000円以下の場合 . . . . . 支払保険料の全額 (b) 10,000円超 20,000円以下の場合 . . . 支払保険料 × 1/2 + 5,000円 (c) 20,000円を超える場合 . . . . . 15,000円 ※ 平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約
寄附金控除	1. 一般の特例寄附金等のみの場合 次の①と②のいずれか少ない金額から2千円を控除した金額 ① 「一般の特例寄附金等の支出額」 ② 「合計所得金額※1 × 40%」 2. 一般の特例寄附金等と震災関連寄附金がある場合 次の①と②のいずれか少ない金額から2千円を控除した金額 ① 「一般の特例寄附金等の支出額 (合計所得金額※の40%を限度) + 震災関連寄附金の支出額」 ② 「合計所得金額※1 × 80%」  ※1 繰越損失控除後の金額

※合計所得金額：「総所得金額」、「上場株式等に係る配当所得の金額 (申告分離課税を選択)」、「特別控除前の短期譲渡所得の金額」、「特別控除前の長期譲渡所得の金額」、「株式等に係る譲渡所得等の金額」、「先物取引に係る雑所得等の金額」、「山林所得金額」及び「退職所得金額」の合計額。

## (2) 住民税の物的所得控除

物的所得控除の種類及び控除額	
雑損控除	所得税の雑損控除とほぼ同額。 所得税の欄をご参照下さい。
医療費控除	所得税の医療費控除とほぼ同額。 所得税の欄をご参照下さい。
社会保険料控除	所得税の社会保険料控除と同額。 所得税の欄をご参照下さい。
小規模企業共済等掛金控除	所得税の小規模起業等掛金控除と同額。 所得税の欄をご参照下さい。
生命保険料控除	次の①と②の合計額（限度7万円） ① 一般の生命保険料（個人年金保険料を除く）を支払った場合 (a) 15,000円以下の場合・・・支払保険料の全額 (b) 15,000円超 40,000円以下の場合・・・支払保険料×1/2+7,500円 (c) 40,000円超 70,000円以下の場合・・・支払保険料×1/4+17,500円 (d) 70,000円を超える場合・・・35,000円 ② 個人年金保険料（疾病等特約部分を除く）を支払った場合 上記①の(a)～(d)の区分に応ずる算式により計算した金額
地震保険料控除	次の①と②の合計額（合計額の限度2.5万円） ① 地震等損害保険契約により保険料を支払った場合 支払保険料 × 1/2 ……上限25,000円 ② 長期損害保険契約(※)により保険料を支払った場合 (a) 5,000円以下の場合 ……支払保険料の全額 (b) 5,000円超 15,000円以下の場合 ……支払保険料×1/2 + 2,500円 (c) 15,000円を超える場合 ……10,000円 ※ 平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約
※ 損害保険料控除は、 H19年分をもって廃止	
寄付金控除	平成20年分をもって廃止となりました

(平成23年12月30日現在)

## 2. 所得税及び住民税の人的所得控除

人的所得控除の種類		控除額		
		所得税	住民税	
基礎控除		38万円	33万円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円	33万円	
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	48万円	38万円	
	同居特別障害者である 控除対象配偶者	一般控除対象配偶者	73万円	56万円
		老人控除対象配偶者	83万円	61万円
配偶者特別控除	（下表2-2ご参照）	限度 38万円	限度 33万円	
扶養控除	一般の扶養親族	38万円	33万円	
	特定の扶養親族（16歳から22歳まで）	63万円	45万円	
	老人扶養親族 （70歳以上）	同居老親等以外の者	48万円	38万円
		同居老親等	58万円	45万円
	同居特別障害者である 扶養親族	一般の扶養親族	73万円	56万円
		特定扶養親族 同居老親等以外の老人扶養	98万円 83万円	68万円 61万円

		同居老親等	93万円	68万円
障害者控除	一般の障害者		27万円	26万円
	特別障害者（重度の障害がある方）		40万円	30万円
老年者控除	（平成17年分所得税、平成18年度分住民税から廃止）		—	—
寡婦控除	一般の寡婦		27万円	26万円
	特別の寡婦		40万円	30万円
寡夫控除			27万円	26万円
勤労学生控除			27万円	26万円

（平成23年12月30日現在）

## 2-2. 配偶者特別控除

配偶者の「所得金額の合計額」		控除額		※1. 平成16年度以降、合計所得金額が38万円以下の配偶者(例. 専業主婦)については、配偶者特別控除は適用されない。  ※2. ( )内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でその求めた金額に満たない金額のうち最も多い金額。
		所得税	住民税	
38万円超	40万円未満	38万円	33万円	
40万円以上	45万円未満	31万円	33万円	
45万円以上	50万円未満	26万円	38万円 - (合計所得金額 - 38万円) ※2	
50万円以上	55万円未満	21万円		
55万円以上	60万円未満	16万円		
60万円以上	65万円未満	11万円		
65万円以上	70万円未満	6万円		
70万円以上	75万円未満	3万円		
75万円以上	76万円未満	0円	3万円	
76万円以上		0円	0円	

※ 納税者その年度の合計所得金額（繰越損失控除前）が1,000万円を超える場合は、当控除の適用はない。

（平成23年12月30日現在）

## II. 税率等

### 1. 所得税

#### (1) 課税総所得金額及び課税退職所得金額に対する税額

##### 所得税額速算表

課税所得金額 (千円未満切捨て)		改正後（平成19年分から）		改正前（平成18年分まで）	
		税率	速算控除額	税率	速算控除額
1千円以上	195万円以下	5%	— 千円	10%	— 千円
195万円超	330万円以下	10%	97.5千円	10%	— 千円
330万円超	695万円以下	20%	427.5千円	20%	330.0千円
695万円超	900万円以下	23%	636.0千円	20%	330.0千円
900万円超	1,800万円以下	33%	1,536.0千円	30%	1,230.0千円
1,800万円超		40%	2,796.0千円	37%	2,490.0千円

（平成23年12月30日現在）

## (2) 課税山林所得金額に対する税額

略

## (3) 分離課税の税額

### ① 分離長期譲渡所得金額に対する税額

原則 課税長期譲渡所得金額  $\times$   $\left( \overset{\text{所得税}}{15\%} + \overset{\text{住民税}}{5\%} \right)$

特例 略

### ② 分離短期譲渡所得金額に対する税額

原則 課税短期譲渡所得金額  $\times$   $\left( \overset{\text{所得税}}{30\%} + \overset{\text{住民税}}{9\%} \right)$

特例 略

### ③ 株式等に係る課税譲渡所得金額等に対する税額

原則 株式等に係る課税譲渡所得等金額  $\times$   $\left( \overset{\text{所得税}}{15\%} + \overset{\text{住民税}}{5\%} \right)$

特例 略

### ④ 先物取引に係る課税雑所得金額等に対する税額

先物取引に係る課税雑所得等金額  $\times$   $\left( \overset{\text{所得税}}{15\%} + \overset{\text{住民税}}{5\%} \right)$

### ⑤ その他

略

## 2. 個人住民税（都民税と特別区民税）

### (1) 均等割額

都民税（県民税）・・・1,000円  
 特別区民税（市町村民税）・・・3,000円 ※

※ 特別区民税

平成16年度より人口段階別の税率区分が廃止され標準税率3,000円（年額）に統一されました。

### (2) 所得割額

#### ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

##### 個人住民税額速算表

課税所得金額 (千円未満切捨て)		改正後（平成19年分）		改正前（平成18年分）	
		税率	速算控除額	税率	速算控除額
1千円以上	200万円以下	10%	－千円	5%	－千円
200万円超	700万円以下	10%	－千円	10%	100.0千円
700万円超		10%	－千円	13%	310.0千円

(平成23年12月30日現在)

#### ② 分離課税の税額

所得税の分離課税の税額の欄をご参照ください。

## 3. 個人事業税

区分	税率	事業の種類
第1種事業	5%	物品販売業、料理店業、飲食店業、不動産売買業、駐車場業、不動産貸付業、金銭貸付業、運送業、印刷業など37業種
第2種事業	4%	畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
第3種事業	5%	医業、歯科医業、獣医業、弁護士業、税理士業、公認会計士業、コンサルタント業、理容業、美容業、公衆浴場業など28業種
	3%	助産婦業、あんま・指圧その他の医業、装蹄師業の3業種

(平成23年12月30日現在)

※ 事業税の課税標準額 = 事業所得及び不動産所得 + 所得税の事業専従者給与額 - 個人事業税の事業専従者給与額 + 青色申告申告特別控除額  
 - 損失の繰越等の控除の金額 - 事業主控除額(290万円)

### Ⅲ. 税額控除

#### (1) 所得税の主な税額控除

税額控除の種類及び控除額	
配当控除額	<p>「課税総所得金額」等の合計額 = A ※</p> <p>1. Aの金額が1,000万円までの場合</p> <p>① 株式等の配当又は特定株式投資信託の収益の分配である場合          ・・・・その配当所得の金額 × 10%</p> <p>② 証券(株式)投資信託の収益の分配である場合          ・・・・その配当所得の金額 × 5% (外貨建等証券投資信託は2.5%)</p> <p>2. Aの金額が1,000万円を超える場合</p> <p>① 配当控除の適用のある配当所得の金額が「A - 1,000万円」の金額以下の場合</p> <p>イ. 株式(出資)等の配当又は特定株式投資信託の収益の分配である場合          ・・・・その配当所得の金額 × 5%</p> <p>ロ. 証券(株式)投資信託の収益の分配である場合          ・・・・その配当所得の金額 × 2.5% (外貨建等証券投資信託は1.25%)</p> <p>② 配当控除の適用のある配当所得の金額が「A - 1,000万円」の金額を超える場合・・・次のイの金額とロの金額の合計額</p> <p>イ. 配当控除の適用のある配当所得の金額のうち、「A - 1,000万円」までの金額は、まず2.①ロの配当等から構成されるものとし、次に2.①イの配当等の順に構成されるものとして、「A - 1,000万円」までの金額に含まれるイ及びロの配当所得の金額を求め、その求めたイ及びロの配当所得の金額について、2の①のそれぞれの算式により計算した金額</p> <p>ロ. 『配当控除の適用のある配当所得の金額 - (「A - 1,000万円」)』に含まれる1.の①及び②の配当所得の金額について、1.のそれぞれの算式により計算した金額</p> <p>※ Aは、「課税総所得金額」、「上場株式等に係る課税配当所得の金額」、「課税短期譲渡所得金額」、「課税長期譲渡所得金額」、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」、「先物取引に係る課税雑所得等の金額」の合計額をいう。</p>
住宅借入金等 特別控除額	<p>1. 平成21年1月1日から平成25年12月31日までに入居          次の(1)、(2)、(3)のうちいずれか一つを選択適用</p> <p>(1) 一般住宅 (次の(2)以外の住宅)</p> <p>① 控除年度・・・入居年から起算して10年目までの各年</p> <p>② 特別控除          適用年末の住宅・敷地の借入金残額 × 1%</p> <p>※ 限度額: 平成21・22年入居 50万円、23年入居 40万円          24年入居 30万円、25年入居 20万円</p> <p>(2) 認定長期優良住宅 (平成21年6月4日以後に居住の用に供したものに限り)</p> <p>① 控除年度・・・入居年から起算して10年目までの各年</p> <p>② 特別控除</p> <p>イ) 平成21年1月1日から平成23年12月31日までに入居          適用年末の住宅・敷地の借入金残額 × 1.2% (限度 60万円)</p> <p>ロ) 平成24年1月1日から平成25年12月31日までに入居          適用年末の住宅・敷地の借入金残額 × 1%          (限度 24年入居は 40万円、25年入居は 30万円)</p> <p>(3) 特定バリアフリー増改築等又は特定省エネ増改築等</p> <p>① 控除年度・・・入居年から起算して5年目までの各年</p> <p>② 特別控除          次のイ) とロ) の合計額 (限度 12万円)</p> <p>イ) 年末特定バリアフリー増改築等の借入金残高(B※1) × 2%</p> <p>ロ) {年末増改築等の借入金残高(C※2) - B} × 1%</p> <p>※1 Bの限度額: 200万円          ※2 Cの限度額: 1,000万円</p> <p>2. 平成20年12月31日以前の入居 略</p>

<p>政党等寄附金 特別控除</p>	<p>1. 政党等寄附金のみの場合（限度：算出税額×25%）</p> <p>①「政党等寄附金の額」</p> <p>②「合計所得金額※1×40%」</p> <p>③ { (①と②とのいずれか少ない方の金額) - 2,000円 } × 30%</p> <p>2. 政党等寄附金とその他の特定寄附金がある場合（限度：算出税額×25%）</p> <p>①「政党等寄附金の額とその他の特定寄附金の額との合計額」</p> <p>②「合計所得金額※1×40%」</p> <p>③ [ { (①又は②のいずれか少ない金額 - 「その他の特定寄附金の額」} - (2,000円 - その他の特定寄附金額※2) ] × 30%</p> <p>※1 繰越損失控除後の金額</p> <p>※2 その他の特定寄附金額が2,000円を超えるときは2,000円</p>
<p>認定NPO法人 寄附金特別控除額</p>	<p>1. 認定NPO法人寄附金のみの場合（限度：算出税額×25%）</p> <p>①「認定NPO法人寄附金の額」</p> <p>②「合計所得金額※1×40%」</p> <p>③ { (①と②とのいずれか少ない方の金額) - 2,000円 } × 40%</p> <p>2. 認定NPO法人寄附金とその他の特定寄附金がある場合</p> <p>①「認定NPO法人寄附金の額とその他の特定寄附金の額との合計額」</p> <p>②「合計所得金額※1×40%」</p> <p>③ [ { (①又は②のいずれか少ない金額) - 「その他の特定寄附金の額」} - (2,000円 - その他の特定寄附金額※2) ] × 40%</p> <p>（限度：算出税額×25%）</p> <p>※1 繰越損失控除後の金額</p> <p>※2 その他の特定寄附金額が2,000円を超えるときは2,000円</p>
<p>公益法人等寄附金特別 控除額</p>	<p>「認定NPO法人寄附金特別控除額」の算式に準じて算出</p>
<p>特定震災指定寄附金 特別控除額</p>	<p>1. 特定震災指定寄附金のみの場合（限度：算出税額×25%）</p> <p>①「特定震災指定寄附金の額」</p> <p>②「合計所得金額※1×80%」</p> <p>③ { (①と②とのいずれか少ない方の金額) - 2,000円 } × 40%</p> <p>2. 特定震災指定寄附金を含む震災関連寄附金とその他の特定寄附金がある場合（限度：算出税額×25%）</p> <p>①「その他の特定寄附金の額※2と震災関連寄附金の額との合計額」</p> <p>②「合計所得金額※1×80%」</p> <p>③ [ { (①又は②のいずれか少ない金額) - A※3 } - (2,000円 - A※3※4) ] × 40%</p> <p>※1 繰越損失控除後の金額</p> <p>※2 合計所得金額（繰越損失控除後の金額）の40%を限度</p> <p>※3 その他の特定寄附金の額と特定震災指定寄附金以外の震災関連寄附金の額との合計額（A）</p> <p>※4 Aの金額が2,000円を超えるときは2,000円</p>
<p>住宅特定改修 特別控除額</p>	<p>1. 特定居住者の住宅特定改修工事等の場合の控除額</p> <p>次の①と②の合計額（最高20万円、太陽光発電設備設置工事を含む省エネ改修工事等は30万円）</p> <p>① 高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事等）</p> <p>(イ) バリアフリー改修工事等に要した費用の額（補助金等控除後）</p> <p>(ロ) バリアフリー改修工事等の標準的な費用の額</p> <p>(ハ) { (イ)又は(ロ)のいずれか少ない金額（最高200万円、H24年150万円） } × 10%</p> <p>② 一般断熱改修工事等（省エネ改修工事等）</p> <p>(イ) 省エネ改修工事等に要した費用の額（補助金等控除後）</p> <p>(ロ) 省エネ改修工事等の標準的な費用の額</p>

<p>住宅特定改修 特別控除額</p>	<p>(ハ) {(イ)又は(ロ)のいずれか少ない金額(最高200万円、※300万円)} × 10% ※ 太陽光発電設備設置工事を含む省エネ改修工事等は300万円</p> <p>2. 特定居住者以外の居住者の住宅特定改修工事等の場合の控除額</p> <p>① 省エネ改修工事等に要した費用の額(補助金等控除後)</p> <p>② 省エネ改修工事等の標準的な費用の額</p> <p>③ {(①又は②のいずれか少ない金額(最高200万円、※300万円)}×10% ※ 太陽光発電設備設置工事を含む省エネ改修工事等は300万円</p> <p>※ 平成21.4.1～24.12.31までの間に入居に限る</p>
<p>住宅耐震改修 特別控除額</p>	<p>① 住宅耐震改修に要した費用の額(補助金等控除後)</p> <p>② 住宅耐震工事の標準的な費用の額</p> <p>③ (①又は②のいずれか少ない金額)×10% (最高20万円)</p> <p>※ 平成21.1.1～25.12.31までの間の住宅耐震改修に限る</p>
<p>電子証明書等 特別控除額</p>	<p>4,000円 (平成24年分は3,000円、平成22年分は5,000円)</p> <p>※注 当控除は平成19年分から平成24年分までの確定申告のいずれか1年分に限る</p>
<p>外国税額控除</p>	<p>次の①又は②のいずれか少ない金額</p> <p>① その年において納付する外国所得税の額</p> <p>② その年分の所得税の額 × (その年分の国外所得総額/その年分の所得総額)</p>

(平成23年12月30日現在)

## (2) 住民税の主な税額控除

略